

10 金融

(1) 金融横断分野

金融規制・監督手法の見直し

金融規制の在り方としては、ルール・ベースの規制とプリンシプル・ベースの規制という大きく2つの方法がある。ルール・ベースの規制は、詳細なルールを設定することによってプレイヤーの予見可能性が高まるという利点はあるものの、詳細で画一的なルールによってプレイヤーの負担が高まったり、自主的な努力が阻害される可能性があり、また、金融環境の変化に対して対応が遅れる傾向もある。一方、いわゆるプリンシプル・ベースの規制は、規制目的の原則を示すにとどまるため、ルール・ベースの規制とは逆に煩雑な規制とはならず、金融環境の変化に対しても柔軟に対応できる利点はあるが、プレイヤーの予見可能性は相対的に低くなる。

これら2つの方法は、どちらかを二者択一で用いるものではなく、規制の局面に応じて相互補完的にベスト・ミックスとなるように組み合わせていくことが重要であるが、現行の金融規制は、プリンシプル・ベースの規制を導入することがより望ましいと考えられる分野もあるとの指摘がある。

また、米国では企業改革法（サーベンス・オクスレー法）が企業の負担増となり、米国資本市場の資本調達効率性や国際競争力等の低下につながりかねないとの意見や指摘があり、英国では新たなルールを導入する際には、金融当局が詳細なコスト・ベネフィット分析を行い、それを公表することも行われている。このような海外の事例は我が国金融・資本市場の規制を考える上でも参考となる。

さらに、金融当局による監督を補完し、市場の公正性・透明性を確保するためには、自主規制機能が果たす役割も重要である。自主規制機能には、金融当局による監督と比べて専門性や機動性などの面において利点がある。

エンフォースメントの明確性・透明性の向上も必須であり、検査と監督の一層の連携強化、デュープロセスにより配慮した指針の運用、民間金融機関等の理解を得るための対話の充実、ノーアクションレターの更なる活用等、様々な方策が検討されるべきである。

したがって、我が国金融・資本市場の国際競争力強化の観点から規制をより改善していくために、ルール・ベース、プリンシプル・ベース規制の最適な組み合わせに向けた総合的検討を行うと同時に、自主規制機能と金融当局による監督との適切な役割分担の検討を進め、さらに、金融監督行政のエンフォースメントの明確性・透明性の向上へ向けた様々な方策についても検討を行う。【平成 19 年度検討】（

金融ア a)

特にホールセール分野、とりわけプロの投資家のみが参加する分野の監督については、金融イノベーションを通じた利用者利便の向上、国際競争力の強化等の観点から可能な限り規制を緩和するとともに、プリンシプル・ベースの規制を活用するために、必要な検討を行う。【平成 19 年度検討】(金融ア b)

金融の業務範囲規制及び金融コングロマリット規制・監督態勢の見直し

欧米においては、情報技術の進歩やグローバル化の進展等を背景とした金融商品・サービスに対する顧客ニーズの多様化・高度化を受け、金融機関が業態間の垣根を越えて結びつく、いわゆる金融コングロマリット化の動きをとりながら事業展開を行うことを可能とする法整備が進められ、金融機関が幅広い選択肢を持ちながら戦略的にグローバルな活動を展開している。

我が国においても、「金融ビッグバン」構想以降、業態間の垣根を低くする規制緩和や金融持株会社に関する制度整備等が行われ、銀行・証券を中心に金融コングロマリット化が事実上進展しているものの、現行の法規制では、グループとしては金融コングロマリットであっても、傘下の銀行、証券、保険、信託等の各種金融機能を業態ごとに規制しているため、グループ全体として実質的に金融コングロマリットとして柔軟かつ機動的に顧客サービスを提供することが難しく、また、業態別の持株会社により子会社の範囲規制が異なることが円滑な再編・統合を阻害している等の指摘もあり、利用者利便の向上、金融市場の活性化、国際競争力の強化、公正な競争条件の確保等の観点から、業務範囲規制の更なる見直しが求められる。特に、コアとなる業態の付随業務として取り扱える業務との関連も整理しつつ、金融コングロマリットとして子会社・関連会社に認められる業務の範囲について、リスクの質・量やそのマネジメントが可能であること、といった判断基準を一層明確にすることにより、判断基準に整合的な形で業務範囲規制の緩和を行っていく必要がある。

したがって、金融コングロマリット化のメリットの実現や、円滑な再編・統合等に向けた当面の措置として、業務に係るリスクの質・量やそのマネジメント能力等に応じて個別に特定の業務を認めるような法的枠組みを作ることを含め、銀行グループの業務範囲規制の一層の緩和を行うことを検討する。【平成 19 年度検討】(金融ア a)

また、利用者利便の向上や国際競争力強化の実現等に向けて、金融コングロマリットの業務範囲をより一層弾力的に拡大できる方向で、業務範囲規制の基準につい

て検討を進める。さらに、その他金融コングロマリットの競争力強化に資する法的整備や金融コングロマリットに対する望ましい監督態勢の確保についての検討を進める。【平成 20 年度検討】(金融ア b)

銀行・証券のファイアーウォール規制の見直し

我が国では、「金融ビッグバン」構想以降、金融サービスや担い手の多様化を図るための様々な措置が講じられてきたが、デットとエクイティを組み合わせた総合的な金融サービスの提供や、こうしたサービスの提供を行う金融グループ等が総合的リスク管理を十分に実施するための法整備等に関しては、欧米における動きから遅れており、我が国の金融機関の国際競争力の向上、あるいは、外国金融機関等の参加を通じた市場の国際的地位向上等に向けて、引き続き取組を進めていく必要がある。

特に、金融持株会社傘下の銀行と証券会社の間には、発行体向けクロスマーケティング規制、役職員兼職規制、顧客非公開情報の授受制限等、欧米に比べて厳格な銀行・証券のファイアーウォール規制が存在しており、我が国の金融グループにおける総合的な金融サービスの提供やグループ全体でのリスク管理、あるいは、顧客利便性の更なる向上等において機動的対応の制約要因になっているとの指摘がある。また、外国金融機関等が我が国市場に進出する際、このような本国に存在しない独自の規制に対応するための負担が少なくなく、我が国におけるサービス提供が限定され、結果として我が国の顧客ニーズを一部充足できないとの指摘もあり、諸外国における制度等も参考にしながら、利益相反の防止策や競争政策上必要となる措置等、顧客の保護や一般消費者の利益確保等の観点から必要となる実効性ある規制の在り方にも十分留意しつつ、必要な見直しを行うことについて検討が進められ、速やかに措置されるべきである。

したがって、銀行・証券に係る現行のファイアーウォール規制については、我が国金融機関の国際競争力、顧客ニーズへの対応、効率的な業務運営、総合リスク管理等の観点とともに、諸外国における制度や、利益相反の防止策等、顧客保護の観点等にも十分配慮しながら、適切なものとなるよう、例えば以下の事項について必要な見直しを行う。【平成 19 年度検討】(金融ア)

ア 発行体向けクロスマーケティング規制の見直し

銀行等の職員が、取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスをを行い、又は引受証券会社に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介することは認められているが、アドバイスや紹介に止まらない具体的な条件の提示や交渉を行うことは認められていない。

したがって、発行体向けクロスマーケティング規制の見直しについて、顧客ニーズへの対応、我が国金融機関の国際競争力、効率的な業務運営、諸外国における制度等の観点から、一方で銀行等の優越的地位の濫用、銀行と投資家との間の利益相反関係、証券会社の引受審査態勢の強化との関係といった観点も踏まえつつ、検討を行う。

イ 銀行と証券の役職員兼職規制の見直し

証券会社の役員が親銀行等の役職員を兼ねること及び証券会社の役職員が子銀行等の役員を兼ねることは禁止されているが、グループ横断的なサービスを提供するための体制整備や人的資源の戦略的配分等を通じた効率的なグループ経営を実施する際の障害になっているとの指摘があり、我が国と比較して緩やかな規制となっている米国の事例も参考にしつつ、緩和について検討する。

ウ 顧客の非公開情報の授受制限の見直し

証券会社とその親法人等・子法人等の間における非公開情報の授受は制限されているが、このような規制の趣旨である詐害行為の防止（顧客の利益保護）、インサイダー取引の防止、顧客のプライバシー保護等については、インサイダー取引規制やチャイニーズウォール規制等によって担保されており、グループ全体としての効率的な戦略構築、国際競争力の観点等から、海外の事例も参考にしつつ、顧客の非公開情報の授受制限の緩和について検討する。

また、銀行・証券のファイアーウォール規制の在り方の検討内容等を踏まえ、例えば以下の事項について必要な見直しを行う。【平成 20 年度検討】（金融ア）

エ 持株会社・グループ内における子会社等の顧客情報の取扱明確化

金融機関の守秘義務や顧客情報保護との関係で、グループ内のリスク管理目的であっても、持株会社が子会社の顧客情報を自由に取得することができない。しかし、持株会社が本来の役割を果たすためには、子会社が有する一定の顧客情報が持株会社によって共有される必要がある。

したがって、自己の情報をコントロールしたいという顧客の利益を的確に反映できるような措置、その他の弊害防止措置に留意しつつ、どのような形、あるいは、どのような範囲で、持株会社や他のグループ企業がより幅広く顧客情報を共有でき得るものなのか検討する。

(2) 預金取扱金融機関

銀行の子会社等による法人向け債権保証業務の全面解禁【平成19年度検討】

銀行の子会社等が営む信用保証業務については、主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正(平成19年6月)によって、その保証対象を事業性ローンに拡大したところであるが、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証業務は対象外とされている。

個人事業主や中小企業事業者の資金調達ニーズに応えるため、銀行には資金供給チャネルや貸出商品の多様化へ向けた取組が求められる。動産担保融資や無担保融資に関するグループ内外の多様な手法・ノウハウを活用した商品設計や金融サービスの提供は、個人事業主や中小企業事業者の資金調達の円滑化につながるものであり、グループ内の保証会社も含めた信用保証業務の活用も、その一形態として考えられる。

また、銀行の子会社・関連会社が「グループ内の事業性ローンに係る保証」を行ったとしても、親銀行等にとってグループ全体でみたリスクの質・量やリスク管理の重要性は変わらず、個別の経営判断に委ねられることが妥当であるとの指摘もある。

したがって、グループとしてのリスク管理の適切性に留意しつつ、グループ外の企業による事業性ローンに対する保証業務の状況を注視することを含め、銀行の子会社が営むことのできる業務として「グループ内の事業性ローンに係る保証業務」の解禁を検討する。(金融イ)

銀行の子会社等が行うリース業務の範囲拡大

銀行グループ会社の営むリース業務については、中古物件売買業務の範囲が自社の行うリース取引と一体と見なされる中古物件取引(リース満了案件の売却等)に限定されている。

昨今、消費者ニーズのめまぐるしい変化を受けて設備機器のライフサイクルの短期化が進む中、新規投資のリスクを軽減するための中古設備機器の導入ニーズも増大してきており、リース会社は各種の顧客ニーズに対応していくことが期待されている。銀行の子会社・関連会社等となっているリース会社に幅広く中古物件の販売・斡旋やメンテナンスを認めることで、中古市場の育成やリユースの促進の効果が見込まれ、さらには、物件処分能力の向上を通じてリース業務の強化にも寄与し、顧客利便性にもつながるとの指摘がある。

また、こうした規制は、円滑な再編・統合の制約となる可能性があり、仮に、フルラインでリース業務を行ってきた銀行系以外のリース会社が銀行グループ会社と

なる場合、銀行法が認めていない業務は放出しなければならない等、顧客側の理解が得られにくいケースも想定される。

したがって、銀行の子会社・関連会社等の営むリース業務について、中古物件の売買・メンテナンスをリース業務の一環として、より柔軟に認めることについて検討する。**【平成 19 年度検討】**(金融イ)

また、リース業務に関しては、銀行や保険会社本体で行うことが認められておらず、グループ経営の効率化等の観点から銀行・保険会社が組織の在り方を見直すような場合に、経営の選択肢が狭められているとの指摘がある。

したがって、銀行や保険会社の子会社・関連会社で取扱いが認められているリース業務を、銀行・保険会社本体において取扱いを認めることについての検討も行う。

【平成 20 年度検討】(金融ア)

銀行等による投資助言業務の解禁【平成 19 年度検討】

銀行等には、様々な金融市場に関する情報・投資ノウハウが蓄積されているが、現行制度では投資助言業務が認められておらず、例えば為替変動リスクを総合的にヘッジするための助言等、顧客の投資・運用ニーズに応えるサービスが提供できない。

したがって、顧客利便性の向上、金融サービスの質の向上等の観点から、銀行等に投資助言業務を解禁することについて検討する。(金融イ)

銀行本体による京都メカニズムクレジット等の売買業務の解禁【平成 19 年度検討】

平成 19 年 9 月に施行された金融商品取引法等において、金融商品取引業者の付随業務(届出業務)として算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 2 条第 6 項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下、「京都メカニズムクレジット等」という。)の売買業務が明確化されたが、銀行の本体については明確化されず、売買の媒介、現物決済を伴わないデリバティブ取引、取引のコンサルティングといった限定的な業務しか実施できないこととなっている。

民間事業者等による京都メカニズムクレジット等の購入等が進む中、銀行を通じた排出量取引(デリバティブ取引を含む)が広く認められれば、多様な取引の担い手の参入による排出量取引の活性化や、競争を通じた京都メカニズムクレジット等購入コストの低減等につながるとの指摘がある。

したがって、京都メカニズムクレジット等については、その管理に伴うリスクが明確になること等を前提に、銀行本体による売買業務を解禁することについて検討する。(金融イ)

銀行等の営業所の設置等に関する事前届出制度の見直し【平成 19 年度検討、平成 20 年度結論・措置】

国内における営業所の設置、位置の変更等について長年にわたって維持されてきた認可制については平成 14 年の銀行法改正により廃止され、現在は届出制が採用されているが、インターネットバンキングやモバイルバンキングなど、銀行サービスの提供チャンネルの多様化・充実化が進展する中、顧客利便性は従来にも増して高まっており、現存する届出制の意義は薄まってきているとも考えられる。

したがって、機動的な店舗運営の実現と業務効率化の観点から、例えば、事前届出制から事後届出制へ変更するなど監督上支障のない範囲で見直す。(金融イ)

企業再生に伴う銀行等の議決権取得制限の緩和【平成 19 年度検討】

銀行等又はその子会社は、原則として、企業の株式等の議決権について合算して 5 % を越えて取得・保有することができないこととなっているが、合理的な経営改善計画に基づき株式等を取得する場合には、5 % 超の株式を取得することが認められている。ただし、その要件は、銀行等に対する当該会社の債務を消滅させるために行うもの、かつ、相当の期間に経営の改善が見込まれるものに限定されており、債務を消滅させるもの以外の資本増強支援については認められていない。

しかしながら、企業の再生支援実務においては、個々の企業の事情に応じて「銀行等に対する債務を消滅させるために行うもの」以外の形で資本増強支援を行うことが必要となるケースも想定され、企業再生支援スキームの選択肢を拡充する観点から、見直すことが望ましいとの指摘がある。

したがって、合理的な経営改善計画に基づき株式等を取得する場合等は、「銀行等に対する債務を消滅させるために行うもの」に限定せず、それを伴う増資引受等の資本増強策のケースも含めて 5 % を超えて取得することを認めることについて検討する。(金融イ)

銀行代理業の許可申請書の記載内容変更届出書に関する規制緩和【平成 19 年度検討】

銀行代理業者は銀行法に基づき、議決権の過半数を有する子法人等の設立・廃止及び代表者、所在地ならびに業務内容に変更が生じた場合、2 週間以内に金融庁に届出なければならない。

しかしながら、現在、大企業の多くは、国内外に多くの子会社を保有しており、特に、海外現地法人を多く有するような場合、仮に銀行代理業に参入しようとしても、すべての子会社につき、届出に必要な情報を漏れなくタイムリーに把握し報告

することは困難である。

したがって、例えば、銀行代理業者の「子法人等」・「親法人等」・「親法人等の子法人等」の「代表者」の記載を不要とするなど、監督上支障のない範囲で許可申請書の記載内容の簡素化について検討する。(金融イ)

銀行監督上求められる決算関係報告書類の重複する報告書類の見直し【平成 19 年度検討、平成 20 年度結論、平成 21 年度措置】

銀行は、一般企業が作成している会社法及び金融商品取引法に基づく計算書類・財務諸表等のほか、監督上の要請から、毎決算期ごとに、決算関係報告書類（決算状況表及び連結決算状況表等）の提出が求められており、その提出期限は、期末・中間期末経過後 45 日（連結は 55 日）又は決算発表日の前日のいずれか早い日とされている。

こうした中、銀行を含めた上場企業に対する決算発表の早期化要請が強まっていることに加え、金融商品取引法の施行に伴い平成 20 年度からは四半期報告制度や内部統制報告制度が導入されることとなり、銀行主計部門の決算関連事務が短期間に集中する。また、銀行は決算関係報告書類のほかにも、各種リスク関連係数（統合リスク、市場リスク、信用リスク、流動性リスクに関する多様な計数）を月次、四半期ごと等で報告することとなっている。

したがって、決算関係報告書類のうち有価証券に関する内容（決算状況表「有価証券等の状況」）については、市場リスク関連計数として決算関係報告とは別に定期的に当局宛てに報告しているため、決算状況表中「有価証券等の状況」報告を廃止する等、銀行監督上求められる決算関係報告書類について見直す。(金融イ)

信託契約代理店に係る財務局宛届出等の緩和【平成 19 年度検討、平成 20 年度結論・措置】

信託契約代理店は、登録及び登録事項の変更の際、役員の兼職状況、営業所等の所在地等の申請事項のほか、登記事項証明書等の添付書類を提出することになっている。また、登録事項の変更届出は、2 週間以内に行うことになっている。

信託契約代理店に係る財務局宛届出等については、顧客の保護及び行政上の適正な監督等を担保する観点から係る規制が必要ではあるものの、信託契約代理店の負担となっている。

したがって、顧客の保護及び行政上の適正な監督等を担保に支障のない範囲で信託契約代理店における届出事項及びその添付書類等の見直しについて検討する。(金融イ)

信託兼営金融機関等に対する信託専門関連業務子会社が営む業務（信託兼営金融機関が本体で営み得るものに限る）の代理業務の解禁【平成 20 年度措置】

信託専門関連業務子会社の営む併営業務を、親会社である信託兼営金融機関等が取り扱い、窓口業務を担うといったニーズが存在するが、信託兼営金融機関等は、信託専門関連業務子会社が営む兼営法第 1 条第 1 項第 4 号から第 7 号に掲げる業務の代理業務を行うことができない。

しかしながら、信託兼営金融機関が営むことができる併営業務を信託専門関連業務子会社が営み、当該業務について、親会社である信託兼営金融機関が代理業務を行うことや親会社である信託兼営金融機関が認可を受けて営むことができる業務で、信託専門関連業務子会社が認可を受けて営んでいる業務の代理を行うことは、必ずしも業務の適正を損なう恐れがあるとは言えないと考えられる。

証券代行業務、相続関連業務等については実務上強いニーズがあり、本要望が手当てされれば、業務の効率化等を目的とした組織再編成の選択肢が広がり、顧客利便の向上が期待できる。

したがって、信託兼営金融機関等において、信託専門関連業務子会社が営む併営業務（信託兼営金融機関が本体で営み得るものに限る）の代理業務を可能とすべく、所要の措置を講じる。（金融イ 22）

（3）金融商品取引業

プロ向け市場の創設【平成 19 年度検討・結論、平成 20 年度措置】

我が国金融・資本市場の活性化のためには、国内のベンチャー企業や海外の企業、とりわけアジアの成長企業等に対して資金調達の機会を拡大していくことが重要である。これらの企業に資金調達の機会を拡大していくことは、資金を提供する投資家にとっては投資ポートフォリオの向上につながり、収益力の強化にも資するものである。

そのためには、金融・資本市場の規制について、経済的性質や各取引の実態に応じた柔軟な規制を施す観点から、一例として、市場への参加者を一般の利用者と機関投資家など専門性を備えた者とに区分し、これらをプロ向けの規制とアマ向けの規制に分ける考え方がある。

平成 19 年 9 月 30 日に全面的に施行された金融商品取引法において、投資家の属性に応じた規制体系の柔構造化が図られ、プロ投資家向けの販売・勧誘については、情報格差の是正を目的とする行為規制の適用が大幅に緩和され、また、適格機関投資家については、事業会社に係る有価証券の投資額基準を引き下げるとともに、その他の法人や個人についても適格機関投資家となる道が開かれるなど、プロ向け市

場の環境整備に向けた法整備が進められてきている。

したがって、従来の法整備をベースとしつつ、プロ向け市場の更なる環境整備に向けた検討を行い、必要な措置を講じる。(金融ウ24)

S P C (特定目的会社)による資産流動化証券の発行登録制度の利用の容認など 有価証券発行開示に係る発行登録制度の見直し【平成20年度検討】

有価証券を発行する場合、通常は発行ごとに「有価証券届出書」を内閣総理大臣に提出するが、企業情報等の周知性が十分認められている会社等については、発行予定有価証券の種類、発行予定期間及び発行予定額等を記載した「発行登録書」をあらかじめ内閣総理大臣に提出しておけば、発行時に新たに「有価証券届出書」を提出することなく、「発行登録追補書類」を提出するだけでよい制度(発行登録制度)が認められているが、S P C (Special Purpose Company: 特定目的会社)を利用した資産流動化については、発行登録制度が認められていない。

したがって、S P Cによる資産流動化証券の発行登録制度の利用の容認など有価証券発行開示に係る発行登録制度の見直しを検討する。(金融ウ)

E D I N E Tの提出時間の延長【平成20年度検討】

現在、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork: 金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム)による開示書類の受付時間は、原則として平日の午前9時から午後5時15分までとされている。しかし、上場会社のエクイティ・オファリングにおいて、開示書類をE D I N E Tで送信するには、提出時限が午後5時15分までとなっているため、特に提出書類が多い場合には短時間での作業を強いられ、事務負担が過大との指摘がある。

したがって、E D I N E Tによる開示書類の受付時間について、午後5時15分までとなっている提出時限を延長する。(金融ウ25)

大量保有報告書の事務手続きの見直し【平成20年度検討】

証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)により、投資者に対する透明性の確保の観点から、機関投資家に適用される大量保有報告制度の特例報告の提出期限については、原則3ヶ月ごと15日以内から2週間ごと5営業日以内へと短縮されたが、一部の投資家からは事務負担が過大であるとの指摘がある。

他方で、大量保有報告制度の本来の趣旨である、投資者に対して必要で正確な情報がより迅速に開示されるべきとの要請もあり、事務負担の慣れに伴う更なる短縮化も考えられるところである。

したがって、以上の状況を踏まえ、今後とも、実務の実態なども注視しつつ、必

要な見直しを検討する。(金融ウ 26)

投資信託目論見書の見直し【平成 20 年度検討】

現行の投資信託の目論見書は、投資家に必要な情報を記載した目論見書（交付目論見書）と、より詳細な情報を記載した目論見書（請求目論見書）に分かれているが、分厚くコストが過重で、投資家にとっても分かりにくいものとなっているとの指摘がある。

したがって、投資家の理解を損なわない範囲で記載項目の見直しや簡略化をどのように行うかなど、投資信託目論見書全体について、投資者や発行者・販売会社をはじめ市場の動向等を踏まえつつ、幅広い観点から検討を行う。(金融ウ 27)

インサイダー取引規制における上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関が子会社について解散を決定したことに係る軽微基準の新設【平成 19 年度検討、平成 20 年度結論】

インサイダー取引規制の重要事実である「子会社の解散」については、軽微基準が設けられておらず、上場会社の役員等が、子会社の業務執行決定機関が子会社の解散を決定したことを職務上知りつつ解散の公表前に当該上場会社等の株券等を売買することは、子会社の解散等が上場会社等の業績にほとんど影響を与えないような場合でも、例外なくインサイダー取引として禁止されている。

インサイダー取引規制でいう子会社とは、有価証券報告書等に記載される子会社のことであるが、有価証券報告書等に記載される子会社の中には上場会社等の業績に影響を与えていないものもあり得ると考えられる。

したがって、上場会社等の子会社の解散に係る軽微基準の取扱いについて必要な検討を行う。(金融ウ 28)

(4) 保険

保険会社本体による信託業務の実施【平成 20 年度検討】

保険会社の業務範囲は、保険の引受等の固有業務（保険業法第 97 条）のほか、法第 98 条第 1 項各号に掲げる業務その他の付随業務（第 98 条）第 99 条に規定する業務及び他の法律により行う業務とされている。

信託業法改正によって信託業を行う者の範囲が広く認められている中、保険会社の業務は、企業年金関連業務等において、信託業務との関連性・親近性を強く有している。この保険と信託の親近性にかんがみ、保険会社が資産運用に係るノウハウを活用して信託商品を取り扱うことができれば、顧客利便性の向上が図られるとと

もに、各種経営資源を有効活用することが可能となり、保険会社の経営の効率化、収益の拡大を図ることができる等の観点から有効である。

一方、保険会社に係る信託業務の実施については、平成 16 年に保険会社の子会社による信託業務の実施が認められており、また、平成 19 年度中に信託業に係る業務の代理又は事務の代行が可能となる予定である。

したがって、保険会社の事業の在り方の趣旨等を踏まえ、保険会社の子会社による信託業務及び信託業に係る業務の代理又は事務の代行の実施状況を確認した上で、保険会社本体で、保険金信託以外の信託の引受業務を行うことに関し、保険会社本体の業務範囲を見直すことについて検討を行う。(金融工)

保険会社及びその子会社による金融商品仲介業者及び銀行代理店の事務支援業務の解禁【平成 20 年度結論】

保険会社は保険業法第 100 条において、保険業、付随業務及び法定他業以外の事業を営むことが禁止されている。他業禁止の趣旨は、他の事業を営むことによる欠損が生じた場合、保険業の財務基盤が毀損することとなり、その結果、保険契約者に不利益を及ぼすことを防止することにある。

一方、個々の金融機関においては、金融サービス利用者の利便性向上のため、不断の変革を行うことが求められており、金融業態間の垣根は急速に低くなりつつある。

保険会社においては、顧客企業、代理店販売網等多くの取引先を有しており、取引先事業者等が金融商品仲介業や銀行代理業に参入するにあたり、「証券会社への書類の取次」等の事務支援業務を、取引先事業者等から求められている。更に幅広い金融サービスが提供できるようになることは、経営の効率化が進展するとともに、顧客利便性の向上にも資することから、以下の措置を講じる。

ア 保険会社又は保険会社の子会社である証券仲介専門会社が、金融商品仲介業者の事務支援業務を行うことについて結論を得る。(金融工)

イ 保険会社が、銀行代理店を兼営する保険代理店を対象として、銀行代理店の事務支援業務を行うことについて結論を得る。(金融工)

外貨建保険等の募集時書面の電磁的方法による提供の許容【平成 19 年度検討】

運用実績連動型保険、外貨建保険契約及び無解約返戻金保険契約の募集の際に交付することが義務付けられている各々所定の事項を記載した書面について、電磁的交付は認められていない。

事業活動のIT化促進は政府全体の課題とされている中、このことにより、運用実績連動型保険契約、外貨建保険契約及び無解約返戻金保険契約については、インターネット上で保険募集を完結することができず、顧客利便性を阻害している可能性がある。

したがって、契約者の同意が得られた場合に限り、運用実績連動型保険、外貨建保険契約及び無解約返戻金保険契約の説明書面等の電磁的方法による提供を可能とすることについて検討する。(金融工)

保険会社の資産別運用比率規制の見直し【平成20年度までに結論】

保険会社の財務の健全性を確保する観点から、保険会社の資産運用については、例えば国内株式及び外貨建資産の保有はそれぞれ総資産の30%、不動産の保有は総資産の20%を超えてはならないとされている。

しかしながら、ソルベンシー・マージン比率の算定方法の見直しや、各保険会社に対するオフサイトモニタリングの導入といった保険会社の健全性を確保するための事後監督手法が構築されてから既に6年が経過しており、こうした保険会社に対する監督手法が変化している状況の中で、各社一律の事前規制である資産別運用比率規制については、廃止を含めた見直しをすることが考えられる。

したがって、保険会社の健全性を確保しつつ、経営の自由度向上や、より機動的な資産運用を可能とする観点から、金融審議会の議論も踏まえ、保険会社に対する資産別運用比率規制の撤廃を含めた見直しについて結論を得る。(金融工)

(5) 企業年金・その他

企業年金の手続きの合理化・簡素化【平成19年度検討、平成20年度結論・措置】

企業年金の規約については、厚生労働大臣の承認・認可が必要な事項が多すぎる、承認・認可申請の際の添付書類の数が多すぎる、申請から承認・認可までの期間が長すぎる、就業規則の変更に伴う場合で受給権の保護に問題が生じない場合においても労働組合の合意が必要であるという指摘がある。今後、適格退職年金からの移行や企業再編に伴い、規約の申請の増加が見込まれており、ますます事業主等の手続き等に要する負担は増していくと考えられる。

したがって、確定給付企業年金や確定拠出年金の規約の承認・認可における手続きについては、その簡素化等について、早急に検討し、結論を得て、措置する。(金融才)

機械類信用保険(リース信用保険)付償権の譲渡要件の緩和【平成19年度検討、

平成20年度結論】

機械類信用保険（リース信用保険）付債権の譲渡に関しては、平成18年10月以降条件付で認められることとなったが、譲渡に当たっては、保険対象機械類又は担保を処分することが要件とされている。

一方、リースでは機械等のリース対象物と債権が一体化していることから、債権譲渡に先立ち物を処分するよりも物と債権を一体でサービサーに譲渡をする方が、回収額が多くなる例も多々あるところである。

したがって、平成18年10月以降のリース信用保険付債権の譲渡の状況、保険収支状況等の状況を見極めつつ、円滑な不良債権処理を最大限図る観点から見直しの検討を行い、債権譲渡要件の緩和を行う。（金融才）